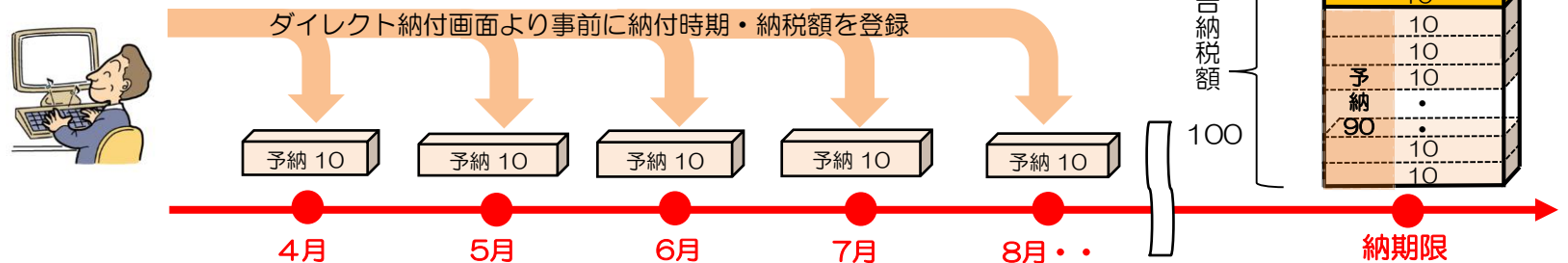


## ダイレクト納付を利用した予納の概要

納税者は、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日と納付金額等をダイレクト納付画面により登録（複数の納付日や納付金額を登録可能）しておくことで、当該納付日に預貯金口座からの振替により納付（予納）することができる（平成31年1月4日よりサービス開始）。

（注）ダイレクト納付を利用するには、e-Taxの利用開始届出を行うとともに、ダイレクト納付の利用届出書を税務署に提出し、ダイレクト納付に利用する預貯金口座等をあらかじめ登録することが必要。

例1：定期的に均等額を納付する場合



例2：収入に応じた任意のタイミングで納付する場合

